

岩手県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、陸前高田市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・4・5号町森の前線、3・5・5号長砂中川原線、3・5・6号荒町曲松線、3・5・7号並杉大石沖線、3・5・11号奈々切中堰線、3・5・12号中堰線、3・6・9号川原大石沖線、3・6・10号今泉線、7・6・1号森の前線、7・6・2号中川原線